①

すべての方

すでに項目の一部が印刷されています。印字内容に変更がある場合は修正してください。空欄部分については、可能な限り記載してください。

②

所得控除を申告する方

※生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等を、申告者本人が支払っている場合は、合算して申告することができます。

13.社会保険料控除

国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険、iDeCo等

該当欄に支払金額を記入してください。

※配偶者その他親族の年金から特別徴収（天引き）されたものは含めません。

添付書類:控除証明書、領収書、保険料納付額のお知らせ等

15.16.生命保険料控除、地震保険料控除・旧長期損害保険料

控除証明書に記載されている控除対象額（支払金額）を記入してください。

※地震保険と旧長期損害保険が同一契約の場合はいずれか一方

添付書類:控除証明書

17.寡婦控除

夫と死別した後婚姻していない方、夫の生死が明らかでない一定の方や夫と離婚した後婚姻しておらず扶養親族がいる方で、前年の合計所得が500万円以下に該当する方は☑してください。

18.ひとり親控除

婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の方(事実上婚姻関係と同様事情にあると認められる一定の人がいない)、かつ生計を一にする子(※)がいる方で、前年の合計所得が500万円以下に該当する方は☑してください。

※他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方で、前年の総所得金額等が58万円以下である方

19.勤労学生控除

申告者本人が学生・生徒で前年合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の方は☑して学校名を記載して下さい。

添付書類:在学証明書

20.障害者控除

申告者本人や同一生計配偶者及び控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満の扶養親族も含む）のうち次の手帳等の交付を受けている場合等

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
特別障害者	1級・2級	A	1級
普通障害者	3級～6級	B	2級・3級

※65歳以上で身体障がい者などに準ずる又は寝たきりの状態にあると福祉事務所長が認めた「障害者控除対象者認定書」の提示によっても控除されます。

添付書類:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳等

27.雑損控除

前年中に本人又は本人と生計を一にする親族が所有する資産について、災害等により損失を受けた場合記載してください。

添付書類:罹災証明、災害に関連した支払の領収書

28.医療費控除

前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族の医療費を支払った場合、その合計額と保険金などで補填される金額を記載してください。

※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

添付書類:「医療費控除の明細書」等（領収書の添付不要）

申告書の書き方

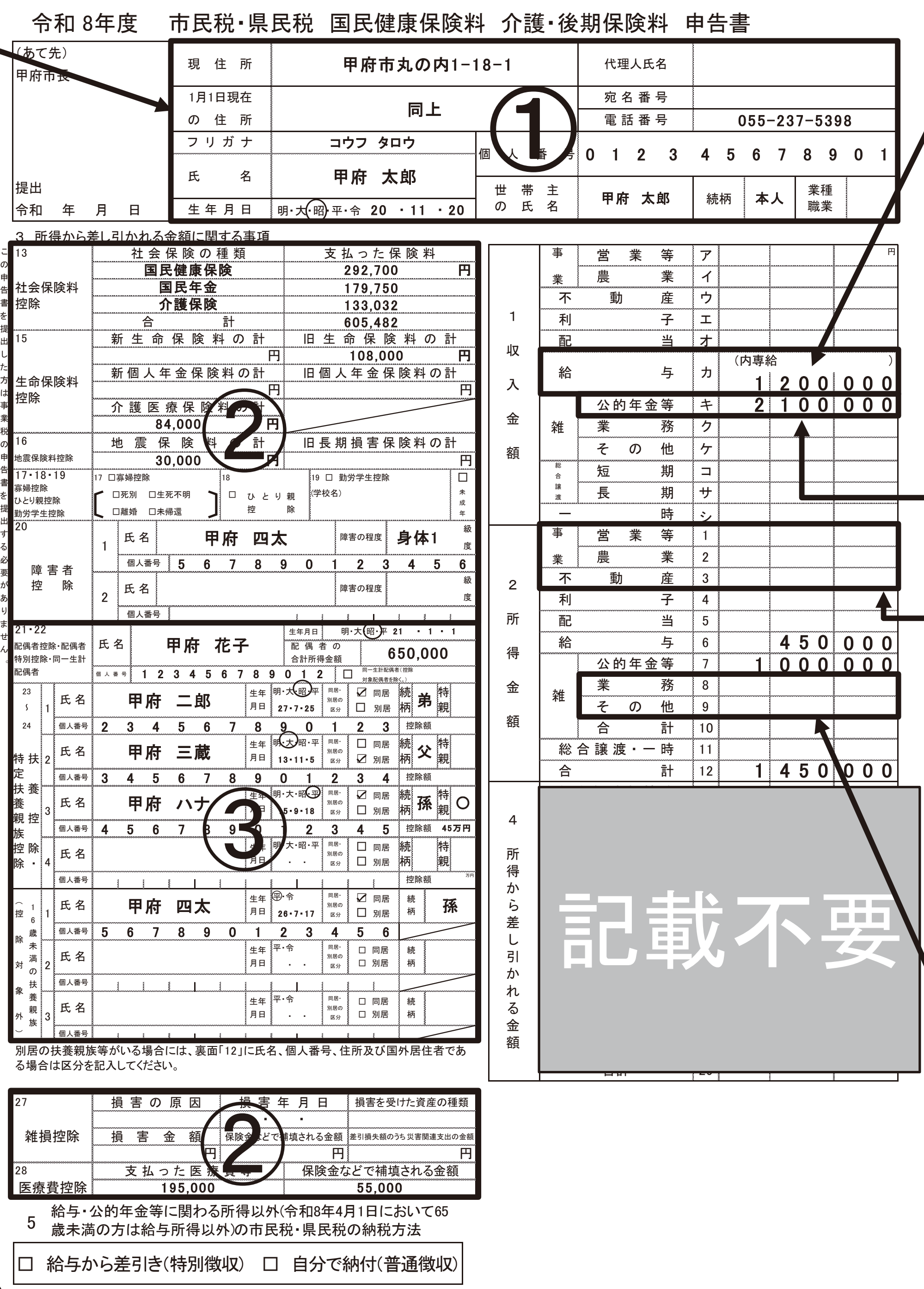
令和 8年度　市民税・県民税　国民健康保険料　介護・後期保険料　申告書

現住所　甲府市丸の内1-18-1　／　1月1日現在の住所　同上　／　電話番号　055-237-5398　／　フリガナ　コウフ タロウ　／　氏名　甲府 太郎　／　個人番号　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1　／　生年月日　平・令 20・11・20　／　世帯主の氏名　甲府 太郎　続柄　本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除：国民健康保険 292,700円／国民年金 179,750／介護保険 133,032／合計 605,482

15 生命保険料控除：新生命保険料の計 108,000円／介護医療保険料の計 84,000円

16 地震保険料控除：地震保険料の計 30,000

20 障害者控除：1 氏名 甲府 四太　障害の程度 身体1　個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6

21・22 配偶者控除・配偶者特別控除：氏名 甲府 花子　生年月日 昭 21・1・1　配偶者の合計所得金額 650,000　個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

23・24 特定扶養親族控除：1 甲府 二郎（27・7・25）弟 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3／2 甲府 三蔵（13・11・5）父 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4／3 甲府 ハナ（3・9・18）孫 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5　控除額 45万円

16歳未満の扶養親族：1 甲府 四太（26・7・17）孫 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6

27 雑損控除　28 医療費控除：支払った医療費 195,000　保険金などで補填される金額 55,000

1 収入金額：給与 カ 1 2 0 0 0 0 0／公的年金等 キ 2 1 0 0 0 0 0

2 所得金額：給与 6 4 5 0 0 0 0／公的年金等 7 1 0 0 0 0 0／合計 12 1 4 5 0 0 0 0

4 所得から差し引かれる金額　記載不要

5 給与・公的年金等に関わる所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法　☐ 給与から差引き(特別徴収)　☐ 自分で納付(普通徴収)

給与収入がある方　給与、賃金、賞与

給与所得の計算は次のとおりです。 添付書類:源泉徴収票のコピー

給与等の収入金額(A円)			給与所得金額
～	650,999円		0円
651,000円	～		(A)－65万円
1,900,000円	～		◆(A円÷4,000)×2,800－80,000円
3,600,000円	～		◆(A円÷4,000)×3,200－440,000円
6,600,000円	～		◆(A円×0.9)－1,100,000円
8,500,000円	～		A円－1,950,000円

◆( )内の金額は小数点以下切り捨てです。

◎所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合

ア　特別障害者に該当する

イ　年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ　特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除＝（給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円）×0.1

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)）－10万円

※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

年金収入がある方　国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、企業年金

※障害年金や遺族年金は非課税所得ですので、収入に含めないで下さい。

年金所得(雑所得)の計算は次のとおりです。 添付書類:源泉徴収票のコピー

年齢区分	公的年金等の収入金額(C円)	公的年金等の所得金額 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額～1000万円以下
65歳未満（昭和36年1月2日以降に生まれた人）	～ 600,000円	0円
	～ 1,300,000円	C円－600,000円
	～ 4,100,000円	C円×0.75－275,000円
	～ 7,700,000円	C円×0.85－685,000円
	～10,000,000円	C円×0.95－1,455,000円
	10,000,001円～	1,955,000円
65歳以上（昭和36年1月1日以前に生まれた人）	～ 1,100,000円	0円
	～ 3,300,000円	C円－1,100,000円
	～ 4,100,000円	C円×0.75－275,000円
	～ 7,700,000円	C円×0.85－685,000円
	～10,000,000円	C円×0.95－1,455,000円
	10,000,001円～	1,955,000円

営業等、農業、不動産所得がある方

収支内訳書に基づき所得金額(収入金額から必要経費を引いた額)を記入してください。

提出書類: 収支内訳書 （様式は甲府市HPに掲載してあります。）

雑所得がある方　業務…原稿料、講演料等　その他…個人年金等

所得金額(収入金額から必要経費を引いた額)を記入してください。

提出書類: 支払調書、経費が分かるもの等(原本)、支払年金等のお知らせ

③

21.22.配偶者控除

申告者本人の前年の合計所得が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有する方

21.22.配偶者特別控除

申告者本人の前年の合計所得が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有する方

※上記要件を満たす場合、配偶者の氏名、生年月日、令和7年中の合計所得、個人番号を記載してください。

23.24.扶養控除

前年の合計所得が58万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合、氏名、生年月日、同居の有無、続柄、個人番号を記載してください。

※1:扶養親族がH15.1.2～H19.1.1生まれの方の場合、続柄欄の下にある**特親欄に〇をつけ、表1(右図)内での該当控除額も記載してください。**

※2:扶養親族がH22.1.2以降生まれの場合、【16歳未満扶養親族】欄に記載してください。

※3:**特定親族特別控除（表1）に該当する場合のみ**控除額を記載してください。

（表1）特定親族特別控除

年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする親族(これを特定親族といいます)を有する場合には、所得割の納税義務者が「特定親族特別控除」を受けることができます。ただし、特定親族が配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

特定親族特別控除を適用する場合は、下表のとおり特定親族の合計所得に応じて控除額が変わります。

特定親族の合計所得金額(収入が給与のみの場合の収入金額)	控除額
58万円超　85万円以下(123万円超150万円以下)	45万円
85万円超　90万円以下(150万円超155万円以下)	45万円
90万円超　95万円以下(155万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円
123万円超(188万円超)	なし